

告 示

埼玉県告示第七百三十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第五十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

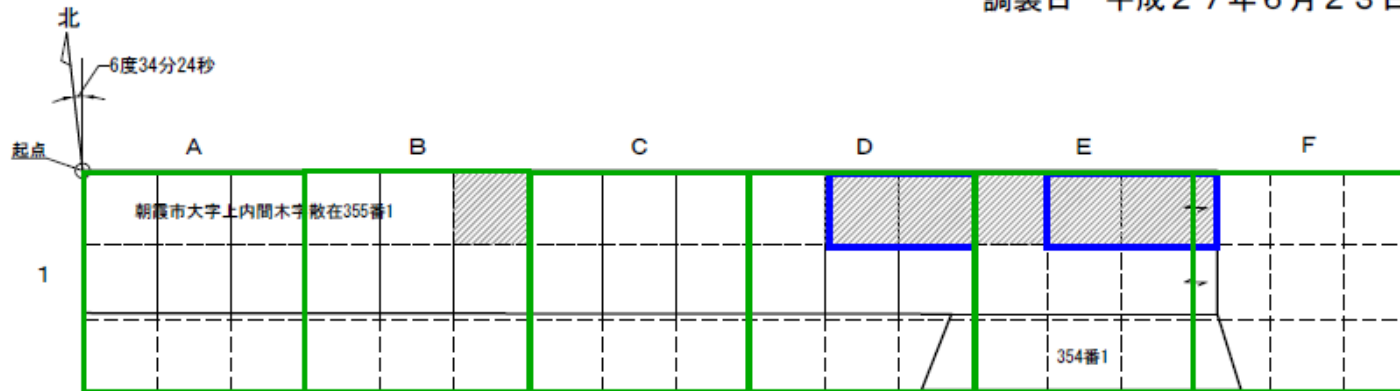
平成二十七年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市大字上内間木字散在三百五十五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

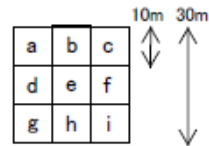
調製日 平成27年6月23日



※ : 汚染土壌の仮置場として使用した区画。

凡例

- 形質変更時要届出区域を解除する区域
- - - 単位区画境界線
- 筆境界線
- 敷地境界
- ↔ 区画統合



【申請に係る土地の面積】

629.0m²

〈起点〉

起点は、朝霞市大字上内間木字敷在355番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:6度34分24秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。